

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和3年10月7日
9:00～10:40

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 2名
 労働者代表委員 2名
 使用者代表委員 2名

4 議題：福岡県自動車(新車)小売業最低賃金の改定について

5 議事要旨：(議題について)

労働者側代表委員からは、

福岡県最賃額との比較で優位性を確保する必要がある

自動車総連集計の協定妥結額の数値から全国の平均締結額の数値が約千円に相当するため、現行941円は引上げる必要があり、引上げ額として28円を主張する等の主張が審議冒頭にてなされた。

使用者側代表委員からは、

自動車総連の販売部門における賃金引上げ妥結集計結果にあるベースアップ

15,511円の額を月所定労働時間数で除して算出した1時間単価9円を引上げ額として提示する

等の主張が審議冒頭にてなされた。

公益委員が全会一致を目指して、労使双方との協議を重ねた結果、労使が合意に至ったことで、プラス18円引上げの1時間959円での全会一致による答申となった。

今後は、10月7日付けで異議申出公示を行い、10月22日までの間で異議申出を受け付けるとともに、異議申出がなければ12月10日に発効する予定となる。